

前橋市公園条例の改正について（議案第78号）

公園管理事務所

1 改正の理由

大胡ぐりーんふらわー牧場の公園施設を前橋市公園条例に規定する有料公園施設とするため、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 指定管理者による管理を行うことができる公園施設として、大胡ぐりーんふらわー牧場の各公園施設を加える。
- (2) バンガローの使用料の額は、1棟につき午前11時から午後3時までは1,670円、午後4時から翌日の午前10時までは3,350円とする。

3 施行期日

公布の日

4 附則で廃止する条例

前橋市大胡ぐりーんふらわー牧場の設置及び管理に関する条例